あさかリードタウンシャトルバス実証実験における運送約款

〔目次〕

第１章　総則〔第１条、第２条〕

第２章　旅客運送

第１節　運送の引受け〔第３条－第９条〕

第２節　運賃及び料金〔第10条〕

第３節　手回品〔第11条－第12条〕

第３章　責任〔第13条－第17条〕

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　当社の経営する運行管理請負契約に基づくあさかリードタウンシャトルバス実証実験における運行業務は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

２　当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

３　本件運行業務の期間は、令和３年４月３日から令和４年６月３０日までとします。

ただし、旅客に予告することなく本件運行業務を終了する場合があります。

（係員の指示）

第２条　旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第２章　旅客運送

第１節　運送の引受け

（運送の引受け）

第３条　当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第５条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受け

ます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第４条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

（１）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき

（２）当該運送に適する設備がないとき

（３）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき

（４）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき

（５）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき

（６）旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき

（７）旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき

（８）旅客が第12条第３項又は第４項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき

（９）旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき

（10）旅客が付添人を伴わない重病者であるとき

（11）旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）　又は新感染症の所見のある者であるとき

（運送の制限等）

第５条　当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に運休することがあります。

２　当社は、前項の規定による運休をする場合には、あらかじめ、　その旨を当社ホームページ及びアプリで掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

（アプリコードによる乗車券の所持等）

第６条　旅客は、当社が指定するアプリコードまたはアプリによる会員証を提示

しなければ乗車できません。

（アプリコードの通用期間）

第７条　アプリコードまたはアプリによる会員証の通用期間は、第１条第３項の期間とします。

（アプリコードの呈示）

第８条　旅客は、当社の乗務員がアプリコードまたはアプリによる会員証の呈示を求めたとき又は呈示されたアプリコードをスキャナーにより読み取ろうとするときは、これを拒むことはできません。

（途中下車の場合）

第９条　旅客は、表示された通用区間内で途中下車をすることができません。ただし、やむを得ないときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

第２節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第10条　当社が旅客から収受する運賃及び料金は、無償とします。

第３節　手回品

（手回品）

第11条　旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品（旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。）を無料で車内に持ち込むことができます。

（１）総重量　10キログラム

（２）総容積　0.027立方メートル（0.3メートル立方）

（３）長さ　　１メートル

（手回品の持込み制限）

第12条　旅客は、前２条の規定にかかわらず、第４条第７号の物品を車内に持ち込むことができません。

２　当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

３　当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前２条の規定にか

かわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

４　当社は、旅客が第２項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第１項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第３章　責任

（旅客に関する責任）

第13条　当社は、運行管理請負契約による委託会社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第14条　当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（手回品等に関する責任）

第15条　当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の 身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、 この限りでありません。

（異常気象時等における措置に関する責任）

第16条　当社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第17条　当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に

対し、その損害の賠償を求めます。

附則

この告示は、令和３年４月３日から施行する。

改正

第１条第３項　令和３年１０月１１日改正

第１条第３項　令和４年　３月２２日改正